

平成20年 第5回
教育委員会臨時会会議録

平成20年7月22日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2262号

平成20年第5回臨時会

日 時 平成20年7月22日(火) 10時02分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	澤 孝一郎
	委 員	五味原 康
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	横 矢 真 理
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	参 事	山 本 修
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	森 信 二
	指 導 室 長	加 藤 敦 彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	常 盤 茂

「議題等」

第1 審議事項

- 1 平成21年度区立小学校使用教科書の採択について
- 2 平成21年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について
- 3 平成21年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

第2 教育長報告事項

- 1 平成20年度第2回採用港区奨学生候補者の選考結果
- 2 中学校の合同学校説明会について

「開 会」

○澤委員長 おはようございます。

平成20年第5回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時02分)

「会議録署名委員」

○澤委員長 本日の署名委員は横矢委員、よろしくお願いします。

このところ、マスコミをにぎわしている大分県教育界の信頼を揺るがすような出来事が起こっておりますけれども、本区の教育委員会としては本来のやることに邁進していきたいと思っております。

第1 審議事項

1 平成21年度区立小学校使用教科書の採択について

○澤委員長 それでは早速日程にはいります。日程第1、審議事項でございます。

今回議案第41号といたしまして、平成21年度区立小学校使用教科書の採択についてでございます。今日のメインの審議事項の一つでございます。指導室長、よろしくお願いします。

○指導室長 区立小中学校及び特別支援学級に使用する教科用図書につきましては、地方教育行政組織及び運営に関する法律の第23条第6号によりまして、教育委員会が採択することになっております。また小中学校で使用する教科用図書につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法律施行令第14条により、同一の教科用図書を採択する期間は4年と定められています。小学校で使用する教科用図書は、前回平成16年度に採択しましたので、4年後の本年度が採択年度となっております。なお中学校において使用する教科書につきましては、同法律及び同法律施行令により、4年間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものと定められておりますので、平成21年度につきましては、今年度使用している教科用図書と同じものを採択しますのでよろしくお願いします。

それでは本日議案資料ナンバー1として、小学校使用教科書種目別教科書の発行数・発行者一覧をご覧ください。教科書とは教科用図書のことでございます。この表にあります9教科11種目、合計51種の教科書の中から種目ごとに1社の採択をお願いいたします。なお、教科書選定資料につきましては事前に配布させていただきましたけれども、前回採択の選定資料の内容のうち、種目・生活の資料に追加事項がございましたので、選定研究委員会の事務局から簡単に説明します。

○指導室 事務局 それでは生活選定資料追加事項につきまして説明させていただきます。

今回の生活の調査研究は、学習指導要領の改訂内容を踏まえて行われました。改訂別に4点の説明をさせていただきます。まず改訂されました学習指導要領の中に「地域のよさに気づき、愛着を持つことができるようにするとともに」という1文がございます。これにつきましては選定資料の内容選択のAをご覧ください。身近な人々や地域、自然の移り変わりやよさに目を向けられる内容になっているということでございます。改訂の学習指導要領を踏まえてもこの教科書は有効である

というような表記になっております。

続きまして、指導要領の中に、自然のすばらしさに気づき、自然を大切にしたり、自分たちの遊びや生活を工夫したりすることができるようにするという事項が追加しておりますが、構成、分量アをご覧ください。季節に移り変わりや日本的な行事を反映し、興味・関心が高まる構成になっていると表記してあります。

続きまして、改訂指導要領の中に、安全で適切な行動ができるようにするという一文が追加されております。これにつきまして表記・表現のアをご覧ください。写真やイラストが鮮明で、かわり方が具体的に示されている。また安全面への配慮が写真や吹き出しを用いて表記されていると表記されております。

最後4番目の使用上の便宜その他でございますが、アをご覧ください。いろいろな国の挨拶や遊びが紹介されており、国際科、本区独自の国際科との関連が図られる。また外国の子どもが写真やイラストに意図的に入っていて、港区の実態に合っているとなっております。これは生活の上巻90ページを、ちょっとご覧なりにくいのですが、一緒に遊ぼうよという感じで、各外国の遊び等なんか紹介されております。これは発展的に活用できるというような調査報告がいただいております。以上が追加事項となった点のご説明でございました。

○指導室長 追加事項の説明は以上でございます。それではご審議をお願いいたします。

○澤委員長 指導室長、生活の追加事項の位置づけは、新というか改訂の指導要領にも沿っているという点を特に追加したということですか。

それでは、今指導室長から説明をもらいましたけれども、前回、平成17年度に区立小学校で使用する教科書につきまして、平成16年度に教科書選定研究委員会から報告を受けた選定資料をもとにしたものに、追加事項がございますけれども、皆様のお手元に選定研究委員会の委員長の山越先生のお名前で資料が既にお手元に配布されているかと思います。

平成16年8月24日に現在使っている教科書を本教育委員会で採択いたしました。それで既に指導室長から今回のバックグラウンドについて説明があり、岡村統括からも言及されましたけれども、今回学習指導要領が改訂されて、今新しい教科書を各出版社が作成に向かってスタート切りつつあるということです。現在の教科書の内容は、前回採録したときと変わっていません。したがって、室長の方から教育委員に配布された資料の2番目に、各教科の教科書調査研究委員会の教科の委員長からの報告があります。平成17、18、19年、3年と少しの間、現在の教科書を小学校の現場で使用しているわけでございます。その3年間で教科書を使った意見・感想等をこれも資料としてもらっております。したがって、そういった資料をご判断いただきまして、大きな問題がない限りは現場の混乱を避けるという意味でも今の教科書を採択するというのが基本的な考え方だろうと思います。そういったことで審議を開始したいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

それであと参考資料といたしましては、あくまでも参考資料でございますけれども、各小学校での教科書をいろいろ調査研究してもらっているということで、各現場での資料も指導室長から既に配布されておりますので、そういったことも参考にして最終的なご意見をいただければと思います。

それでは、指導室長、学校現場から現在使用している教科書につきまして、使用上の大きな問題点などを意見が上がっているのかどうか、その辺をご報告いただけますか。

○指導室長 各小学校には調査研究委員会の資料とするために、各種目ごとに内容の選択、それから構成分量、表記・表現、使用上の便宜の四つの観点で調査を行っております。各種目におきましては、少数意見ではございますが、よかった点あるいは改善点などがそれぞれ挙げておられます。補足すべきことは後ほど種目ごとに採択いただくときに補足をさせていただければと思います。全体的には特に大きな問題点があるという意見はありませんでした。

したがって、先ほど説明がありました種目・生活で一部追加をただけで、後の選定研究資料の変更はないということでございます。以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。現在使用している教科書は全体的な意味では特に大きな問題点があるという意見はなかったということです。それでは各教科の種目ごとにご意見を伺い、順次決定していきたいと思います。

最初に国語でございますけれども、今回教科書選定に先立ち、選定のための資料は前回7月8日の教育委員会で、先ほど説明しましたように、皆さんのお手元に配布されております。指導室長、何か補足することがございますでしょうか。

○指導室長 国語につきましては、使用してみて、読書指導がわかりやすい、読書活動につながる題材が多いなど、読書にかかわる内容の記述が見られました。また現行の教科書は発展的な学習が取り上げられていることが特徴でございますが、活用しやすいという意見と総合学習を意識した内容が多いと両方の意見の記述が見られております。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。それでは今後の教科書につきまして、委員のご意見をお願いします。

○五味原委員 国語に関しましては、各学校から出てきました研究報告書を見ましても、例えば内容の選択などについて、授業として取り組む際に今一つ味気ないとかと言った、いわゆる感覚的なものであって、内容その他に関して使いづらいとか云々というようなものはなく、最終的な選定委員会における答えを見ましても妥当かと。私はこの教科書はこのままの採用でいいのではないかと思います。

○澤委員長 ほかに何か委員からありますか。

○小島委員 各学校の資料、それから選定委員会の選定資料を見ますと、前回いろいろ論点を討議したわけですが、それについて新たに特に教科書を変えなければならないというようなものは見当たらないような気がしますので、先ほど委員長も言うように、現場の混乱を防ぐためにも今までの教科書でよろしいのではないかと思います。

○澤委員長 ほかに何かございますか。確かに五味原委員、小島委員のお話のように、選定研究委員会あるいは学校で3年ちょっと使ってみた中で、特に大きな問題はないといえますか、よろしいのではないかと全体的なご意見です。先ほど五味原委員が触れられましたように、ある学校の意見の一つとして、現在は光村図書を使っておりますけれども、文学的な教材が言語の国というスタイルで巻末にまとめた感がある。授業として取り組む場合、今一つ味気ないという感想があって、

確かにそうなっています。ただそれが味気ないかどうかというのは私にはわからなかったのですけれども、それは先生によってまた違うのですか。

○指導室長 教科用図書を使って学習が行われるわけですが、必要に応じて、例えば文学的教材であるとかそういったものは、教師の裁量によって、教材としてほかのところから持ってきて、子どもたちの学習に生かすということは自由にできることでございますので、例えばそういったある視点でのマイナス的な要素があれば、指導の工夫において補足することが可能ではないかと考えます。

○澤委員長 ほかに何かご意見ございますか。

○教育長 今回の教科書の採択については異論ないのですが、次回、またこういう採択をすることがあるわけで、各教科書会社についての調査研究の内容を見ても、古典的な扱いとか、日本語のよさとか豊かさとか美しさ、あるいは漢字とか、あるいは他教科との関連で国際理解教育あるいは福祉教育との関連、そういったことを各教科書会社は工夫をしているようです。そのようなことも踏まえて次回の教科書採択の際には、今求められている国語の力をどのように引き出す、伸ばすか。あるいは港区で今一生懸命取り組んでいるのは漢字あるいは読書指導あるいは作文、そういったことに力を入れて今教育しているわけです。そういった港区の特色を生かされるような教科書選定していく必要があるだろうと思います。

○澤委員長 ありがとうございます。今回、基本的には現在の教科書をということですが、実際に現場で使われた先生方から貴重な意見が出ていますので、これは教育長の今の話と連動しますが、ぜひともいい教科書をつくるという視点で生かすことができればというようには個人的には思います。それでは国語につきましては現在使っております光村図書でよろしいですか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは国語につきましては光村図書と決定いたします。

2番目でございますけれども、国語の関連で書写の教科書について採択したいと思います。指導室長、これにつきましても補足説明ございますか。よろしくお願いします。

○指導室長 書写につきましては、前回の記録を読みますと、採択時に毛筆の基本習得が具体的でわかりやすい、それから学習後の後始末を丁寧に説明しているという意見が出ておりました。今回は使用してみまして、細かいとか、やや分量が多いという意見や、反対に解説がわかりやすいという両方の意見がございました。そして国語と関連して使用できるという使用上の便宜を挙げていた記述も見られました。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。それでは書写の教科書につきまして、ご意見等をよろしくお願いします。

○五味原委員 これを選定委員会、そして研究委員会、そして各学校の研究を見ますと、まず最も現場の先生方から出てきているものの唯一全校の中で3点ぐらい、先ほどちょっと指導室長が言っていた細かいとか云々といったような意見があるだけで、ほかに関してはむしろ使いやすさがいいとか云々ということでは、絶対的に支持を受けているのです。その結果に基づいて、選定委員会も推薦していく。私はこれを今さらこれは変える必要はないのではないかと。

○澤委員長 五味原委員から現状の教科書でよろしいのではないかというご意見です。

○小島委員 全く同様の意見でございます。

○横矢委員 私も同じです。

○澤委員長 実際これは今室長も言いましたけれども、基本的にはいい教科書であるという結論というかまとめです。分量が多くて、年間生徒に取り組みきれない、何か精選してもらいたいという声の一つありますけれども、これは現場で対応すればいいということですか。

○指導室長 確かに学校からの意見で、分量が多く、年間で取り組みきれない、精選してもらえるというのは、これは二通り考え方がありまして、一つは丁寧に指導すればするほど分量が多いと感じて、最終的に最後まで教科書を活用して指導が終わらないという現場の声もあるでしょうし、また逆に言いますと、丁寧にし過ぎるというよりは、もともと教える内容が多いのではないかという否定的な意見も両方ございます。いずれの場合においても、今委員長がおっしゃったように、学校の指導の工夫において重点的に指導をすればいい、あるいは取り上げて指導をすればいいということかと思います。

○澤委員長 ありがとうございます。それでは書写につきましては現在の光村図書でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。それでは書写につきましては光村図書と決定いたします。

次に社会ですけれども、指導室長、何か補足することがありましたらよろしくお願いします。

○指導室長 社会科につきましては、選定調査委員会の様子を補足させていただきたいと思います。社会科の調査研究委員長から3点報告がございました。1点目は3、4年生で港区の副読本及び指導計画と教科書の構成が異なるということ。2点目は6年生の内容で、歴史ですが、飛鳥奈良時代の流れと教材配置の順序が異なるというところが一部あるということ。3点目は、アメリカ以外にも日本と関係が深い国々の具体例が示せると良いということがございました。この3点につきまして選定調査委員会で協議を行いましたところ、指導計画については、1例ですので各学校で活用しやすいように修正できるということ。また小学校の歴史学習では時代の流れを教えることが主たる目的ではなく、その時代の特徴的な人物や文化遺産を中心に歴史を学ぶ意味や興味関心を深めたり、あるいは理解を深めるということが目標であるということ。また3点目の場合は、アメリカ以外にも韓国、サウジアラビア、中国を取り上げたり、チャレンジでブラジルやEUを扱っている学年もあるなどの理由で、特に選定資料の変更は行いませんでした。以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。今指導室長の説明のように、選定研究委員会委員長からは、前回出版社ごとの意見を出してもらったものは変更ありませんけれども、教科ごとの調査研究委員会ではいくつか意見が出ておりました。それは本質的に今の教科書が具合が悪いということではないという説明がありました。ほかに何かご意見ございますか。

この港区の副読本と構成が異なるというのはお互いに連動してできているわけではないと思うので、これはやむを得ないだろうと思います。港区の副読本というのは定期的にやはり変わる、当然変わっているのでしょうけれども。

○指導室長 約10年に1回改訂しております。

○澤委員長 約10年。10年に1回というのは長過ぎるのですか。

○指導室長 教科用図書の採択につきましては4年に1度変わるということでございます。この副読本のもととなります教科用図書は何をもとにして指導計画をつくるかといったようなことで、教科用図書によっては、当然学習の指導計画が3、4年の社会科の件でございますけれども異なる場合が結構ございます。したがって、採択していない教科用図書をもとに指導計画をつくれば、当然教科書が変われば指導計画も若干変わってきってしまうという現状がございます。正確に言えば、教科書ごとに、教科書が変わるごとにそれに合わせた指導計画をつくるというのが理想でございますので、できる限りの中でということになります。基本的にはこの副読本、これは副読本でございますので、これを活用しやすいように学校が独自の指導計画をつくって指導にあたるのが原則ではないかという考え方です。以上です。

○教育長 副読本はおおよそ10年に1回というのは、基本的には学習指導要領の改定に合わせて、副読本もやはり見直さなければならないということで、今後の予定はどうなっているかちょっと説明をしてください。副読本の改訂です。

○指導室長 学習指導要領が変わりますので、今文部科学省の方で解説資料が出ておりますので、それをもとに教科書が採択されます。それに併せて副読本の方も区の実情に合わせて改訂の準備を進めているところでございます。

○澤委員長 ありがとうございます。子どもたちあるいは先生方にとって副読本というのは結構参考になる。我々も参考になるのですけれども、そういう意味ではタイムリーに改訂していくのが大事なことかと思えます。ほかに何かありますか。よろしゅうございますか。

それでは社会につきましては現在の東京書籍でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。では社会につきましては東京書籍と決定いたします。

次に社会に関連いたしまして、地図の採択です。指導室長、これにつきまして何かありますか。よろしくをお願いします。

○指導室長 地図につきましては、学校から上がってきた意見で否定的な意見は特にございませんでした。東京都の中心が詳しくわかるという意見が1件ありましたけれども、内容、構成、分量、表記とともに特段意見はございませんでした。以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。地図につきましては、前回平成16年のときも東京書籍と帝国書院でいろいろ議論がありました。それぞれ出版社が工夫されている意見が出ましたけれども、最終的に帝国書院になっております。何かご意見。

○小島委員 この地図のときに私は帝国書院を押したのですが、東書の方が見やすいという意見と、いや、私はどう見ても帝国の方が見やすいといって、意見がすごく分かれたのです。帝国になってはっとしています。現場の意見の中でどちらの方が見やすいと、中身ではなくて地図をパッと見たときに見やすいという、どちらの方が見やすいというような意見はあったのでしょうか。

○五味原委員 私がお答えしますと、各学校から出てきているものでは非常に見やすい、きれいで

あるということで、そういう面ではほとんどの先生方、学校が支持しております。

○澤委員長 あれは確か色ですね。

○小島委員 人によって反対になってしまうのですよね。

○教育長 淡いのが好きなのは東京書籍です。はっきりくっきりというのは帝国書院です。

○小島委員 私ははっきりくっきりの方がいいです。

○五味原委員 全体的には地図に関してマイナス意見とか、もしくはそれに伴うような発言はないです。

○澤委員長 そうですね。各学校で見ても。

○五味原委員 特別問題というようなところはございません。

○澤委員長 ではほかに特にご意見がなければ、地図につきましては帝国書院でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。それでは地図につきましては帝国書院と決定いたします。

次にいろいろ議論があるところですけども、議論があるというのは港区で議論があるということではなくて、教える中身について日本全国的に意見があるということです。算数に入ります。指導室長、何か補足することはございますか。

○指導室長 算数につきましては、各学校から上がってきた意見は比較的賛否両論上がってきております。ただ前回の採択で主に児童に興味・関心を持たせるという視点から構成されている現行の教科書を採択するとしております。したがって、ほかの特徴、例えば多様な考えを引き出しやすい問題の出し方があるとか、考える力を伸ばす発展的な内容の量が多いなどの視点から意見が上がってございましたけれども、選定資料の追加事項はございませんでした。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。それでは算数につきましてご意見等よろしくお願いします。

算数につきましては、教科書選定委員会は特に前回の意見に対して追加はないということですけども、そのベースになっている各教科ごとの調査委員会には、現在啓林館の教科書を使っておりますけれども、特に学校図書についていろいろ意見というか比較的プラスのコメントが入っています。これは何かできたら学校図書の方がいいとかそういう意味合いで書いてあるのか、その辺はどうなのでしょう。

○指導室長 確かにご指摘いただきましたように、教科書調査研究資料として一つの発行社の分がそこに加わっておりますけれども、基本的にはそれを踏まえた上で選定資料委員会の資料を作成しておりますので、特に口頭でこの発行社を押したいとかいった意見ではございませんでした。

○澤委員長 そうでしょうね。ただそれについて調査委員会の方で結論を出す上にあたって調べたという結果ということですか。そういう意味では、各学校、私も商売柄、算数には興味があるので、学校からの個々の意見ですと、2年生の上のところで確か計算の仕方ということが二つに分かれていて、簡単に言ってしまうと、横で計算するのと縦で計算するのがあって、その間に何かものをはかるという、項目が1個入っているのですよね。それは本当は一つにまとめられないかと。線分図も垂直線で1本にたくさんの方が書かれているので理解しにくいとか、個々の現場の使われている先

生方からはそういうようなご意見がありますけれども、最終的な結論としては、指導室長が言われているように、現状で教科書はオーケーだというのが選定委員会の結論ではあるのです。

○教育長 前回のこの資料を見ても、各社ともかなり本当に工夫をして、児童に考えさせよう、あるいはしっかりとものの考え方の順序立てというものを理解しやすいためのさまざまな工夫をしているという点では、各社とも本当に工夫しているところです。その中で今回選ばれている啓林館の教科書の特色というものを前回の教科書選定委員会、あるいはこの場で評価したのだろうと思うのです。そのことについては今回も異論がありませんので、今回については教科書も変わらない、あるいは学習指導要領の前段階ということもありますので、このままの教科書で進む方が、児童のあるいは現場の混乱はないのではないかというように思います。

○小島委員 1点だけ。教育長のお話どおりだと思うのですが、前回算数の採択にあたっては、数学的な考え方を身につけるということが非常に大事である、そういう観点からも採択にあたっては非常に大きな要素だったのですが、ある学校の研究報告を見ると、啓林館の教科書について思考の流れにそぐわないところがあるという意見が出ています。この思考の流れというのは多分算数的な、数学的なものの考え方の中からこういう思考の流れと出ていると思うのですが、この思考の流れにそぐわないところというのは何かわかりますか、どういうことなのかと思いました。大事なことなのかという気がします。

○澤委員長 小島委員から今各学校個別の中の意見の一つとして、抽象的なので、実際教えられている方でないとその辺の感覚はわからないのですが、確かに思考の流れにそぐわないところがあるという意見がありました。指導室長、これ何か説明できますか。

○小島委員 現場でないとわからない。

○指導室長 確かにご指摘いただいたように、内容の選択のところに現行の教科用図書について思考の流れにそぐわないところがあるを書いてございます。具体的な聞き取りをしていませんので、あくまでも推測の領域を出ませんけれども、問題解決的な学習を行う際に、既習事項、例えば今まで習ったことをどこで子どもたちに提示するかということなどを考えた場合に、先に提示してからでは問題解決的な学習ができない。つまり子どもにとって問題解決する場合は、既習事項は先に問題があってそのための既習事項を思い出す、想起するというような学習になります、思考の流れになります。ところが教科書がもしも先に前に習ったことを提示してその後考えろと言ったら、これは思考することになりませんので、そのあたりの思考の流れにそぐわないということがあるかもしれません。推測の領域でございしますので明言はできません。

○教育長 今室長が言ったとおりだと思うのですが、算数を専門に研究して、そして独自の世界を持っている人というのはやはりいるわけです。そういう人から見ると、教科書で教え込むのではなくて、教科書はあくまでも主たる教材ということで活用する。つまり教科書の上から順々に教えていくものではないという使い方をするのだろうと思います。そのときに自分の例えばこれがいいだろうという方法で子どもたちに教えたときに、少し今使っている教科書が使いにくいということで、やり方の問題がさまざまやはりこれはあるものですから、そういったところでそういう学校から出てくるのだろうと思うのです。これは一生懸命研究したものであればあるほど、そういっ

た使いにくさみたいなものはやはり感じられるというところはあると思います。

○小島委員 思考の流れがそぐわないというとドキッとします。

○澤委員長 ですから次の教科書をつくる際に、そういった視点も大事であれば、ぜひとも出版社の方に公表して新しい学習指導要領に基づいた教科書をつくる時に参考にしてもらえればありがたいと思います。それでは算数につきましては啓林館でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。それでは算数につきましては啓林館とさせていただきます。

次に理科ですが、理科の教科書について、指導室長、何か補足するところがございますか。よろしくをお願いします。

○指導室長 理科につきましては、前回の採択で主に全体のバランスがよく、問題解決の育成に配慮されているという視点で現行の教科書が採択されています。今回学校の意見からはマイナス的な要素の意見も上がっていますが、特段取り上げるような意見はありませんでしたので、選定資料の変更はありませんでした。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。それでは理科につきましてご意見等よろしくをお願いします。

私も理科も興味があるので、先生方が使ってみてどうなのかというのが。4年生の電気の単元のところで、私も電気が一応専門なので、動くおもちゃづくりから入っているのでやりにくいという意見が上がっています。改めて教科書を見たのですけれども、電気というのを教えるのにおもちゃから入るというのはどうなのかと確かに思いました。でも具体的なものから入って、電気とはこういうものだという教え方もあるので、その辺は先生方によっても意見は分かれるところなのかもしれません。

○小島委員 そのときのおもちゃはどのようなおもちゃでしたか。

○澤委員長 太陽電池で。

○教育長 ソーラーカー。

○小島委員 この間学校訪問をしたときに、電池の並列か直列かでどちらが明るいかとか、あれはおもちゃではないわけですね。

○澤委員長 それはおもちゃではないです。指導室長が言われているように、教科書でも100%全ての先生に満足いくというのはそのようなのはあり得ないので、そういう個々の意見はありますけれども、全体としては今の啓林館の教科書で特に問題はないという結論です。何かありますか。

○小島委員 安全面についてはどうなのですか。特に理科の場合、実験の安全性についてが非常に大事だというような。

○澤委員長 それも全般的に結構ありますね。

○小島委員 啓林館は安全に対する記述が多いということで。

○澤委員長 ありました、前回。道具の保管の仕方や安全面の配慮についてはいくつもの例をもって詳しく書いているということです。

○五味原委員 この理科につきましては、やはり先生方のとらえ方というのは一つあるのではないかな。全体的にはこの教科書をよしとしている方が継続するべきだという考え方が多いですけれども、

一部の先ほど出ていた問題点に対して、同じようによしとしている方も、これはこれなりにいいのだという考え方をしていられっしゃる方も多いです。これはやはり先生方の使い方の考え方ではないのかという気がします。

○澤委員長 算数のときに指導室長も言われたように、先生方も一律の教え方をされているわけではないです。それぞれある程度スタイルがあります。ほかによろしゅうございますか。

それでは理科につきましては現在の啓林館でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 では理科につきましては啓林館と決定いたします。

次に先ほど補足説明をもらいました生活ですけれども、生活の教科書の採択にあたりまして、指導室長何か補足はありますか。

○指導室長 先ほど4点についてご説明をさせていただきましたけれども、その考え方でございますが、特段あるいは否定的にと言いますか、不都合があるということで、そういったことで選定資料を修正したものではないということをご理解いただきたいと思います。

○澤委員長 それではご意見等よろしくお願いします。

指導室長からも今補足説明がありましたように、具体的には岡村統括からのお話のように、新改訂版学習指導要領から見た点をつけ加えたということなので、特にネガティブな意味ということではありません、むしろプラス思考です。

○教育長 先ほどの説明のとおり、これからの改訂される学習指導要領に新たに追加された表現、それに適切に合致しているという資料ですので、それからを考えても今回変える必要はないと思います。

○澤委員長 わかりました。五味原委員からも先ほどから多分学校の個々の意見について話をしてもらっていますけれども、生活については私の見た限りはほとんどネガティブは何もないということではよろしゅうございますか。それでは生活につきましては現在の啓林館ですけれども、啓林館でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。それでは生活につきましては啓林館と決定いたします。

次に音楽ですが、音楽の教科書の採択につきまして、指導室長、個々のことについて何か補足説明がありましたらよろしくお願いします。

○指導室長 音楽につきましては、低学年の児童にとってどうかという賛否の意見がございました。また外国語の曲をふやしてほしいという意見がございましたけれども、いずれも指導する教師の工夫で十分対応できるという視点から、特段選定資料の追加はありませんでした。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。選定資料につきましては追加事項はなくて、個々にはいろいろご意見があるようでございますけれども、何かご意見等、コメントがありましたらよろしくお願いします。

○教育長 変える必要は特にないとは思いますが、今各学校から出てきた意見の中では、教科書選定研究委員会から出ている当初の使用上の便宜その他のところに、英語や手話の歌が載って

いて多様な人とかかわりに関心を持つよう工夫がされているという項目があるのですけれども、この項目というのは今後大事な要素なのかもしれません。今後、次のそういった選定作業をするときに大いに参考になる意見ではないのかと思いますし、港区は国際科という授業を行っていますので、そういった意味でも英語の歌が数がふえ、載っていて、それをABCと一緒に学べるような機会というのも非常にいいのかという感じはいたします。

○澤委員長 ほかに何かございますか。確かに指導室長も先ほど言われましたように、個々には4年にした方がよいとか、4年の楽譜に強弱記号を入れた方がいいとか、何かCGの画像が当たり前とかいろいろありました。個々にはそういうのがありますけれども。

○五味原委員 ほかにはないのですよね。2校だけがこう改善してあればという話をしていて、よしとするのと、それから意見なしというのがほとんどなのです。非常にこれは理解しづらい答えが出ていると思います。

○澤委員長 なるほど。

○五味原委員 そういう意味ではね。

○澤委員長 それでは音楽につきましては教育芸術社でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは音楽につきましては教育芸術社と決定いたします。

次に図画工作ですけれども、指導室長、採択にあたりまして何か補足することはございますか。

○指導室長 図画工作につきましては、先ほどの話の中に出てきましたとおり、本区の地域的な特徴もございますので、外国の子どもたちの絵やアート環境が取り入れられているので良いという意見がございました。特段取り上げる意見はないということでしたので、資料については変更しません。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。では図画工作の教科書につきましてご意見等お願いします。

これは前のときも、どこの出版社でもそういうことは書いてあるのでしょうかけれども、現状の開隆堂の道具箱というので、工具等の使い方をうまく整備されたというようなことも特長の一つかということがありました。

○五味原委員 指導室長に教えていただきたいのですが、この図画工作の中で、ある学校で時数減に伴う工夫が安易で気になる。これはどういうことを言っているのでしょうか。

○指導室長 授業時間数というのが、図画工作は本学習指導要領では、時数が減りました。減ることによって単純に例えば一つの教材そのものをなくしてしまうというか、いろいろな教材を扱いながらも深みのある学習活動ができるような配置になっていないという理由で、この時数減に伴う工夫が安易というのは結局は単純にやめてしまうということではないかと推測します。今までちゃんといいものがあったのだけれどもやめてしまおうという安易な単純なものではなくて、それぞれ題材とかいうよさに触れながら、少しでも子どもたちにいい体験、いい経験をさせてあげたいという、この教師の願いがここに含まれているのではないかと思います。以上です。

○五味原委員 なるほど、そういう意味ですか。

○澤委員長 ほかに何かございますか。指導室長、今の五味原委員の質問と関連するのですけれど

も、個々の意見の中に絵の中に説明の文字が入っていることが疑問というので見てみたのですけれども、絵の中に説明の文字というのは、絵のタイトルのわきに何か余計な説明が入っているとかそういう意味ですか。子どもたちの自由な思考をある意味で妨げるというとおかしいけれども。

○指導室長 今後者でおっしゃったことだと思います。子どもたちのイメージを膨らませるためにはかえって説明が子どもたちのイメージを特定してしまう。ですから絵の中には文字をない方がいいということです。

○澤委員長 私は絵の中に何かある、入っているのではないかと見たらそのようなことはない。よく見たらタイトルのわきに説明がある。

○小島委員 あと安全面から、確か図画工作と家庭でどちらでしたか、安全面からの配慮はどのようなのだという、かなり喧々諤々と議論したような記憶があります。図画工作で何か安全面からの意見というのはありましたか、各学校の方から。

○指導室長 特にマイナス面プラス面を含めて、学校から上がってきたものは特に記載は認められませんでした。前回採択のときに、やはり工具の扱いを行いますので、その工具の扱いの取り扱いの説明が丁寧であるということが安全の配慮へということにつながっているというような意見がありました。

○澤委員長 それでは、図画工作につきましては開隆堂出版でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは図画工作につきまして開隆堂出版と決定いたします。

次に家庭ですけれども、家庭の教科書の採択にあたりまして、指導室長、何か補足するところがあればよろしくをお願いします。

○指導室長 家庭科につきましては、実習教材がたくさん載っているので、一つに絞って詳しく実習過程があるとよいという意見がありました。もともと教科書でございますので、そこにある全ての実習を行う必要があるというわけではございませんので、特段選定資料の追加は行いませんでした。以上です。

○澤委員長 ありがとうございます。それでは家庭の教科書につきまして、ご意見をお願いします。

○教育長 教科書調査研究委員長の家庭科部会の表記でも、現行の指導要領はもちろんのことですが、現在の開隆堂も次の新しい学習指導要領にもかなり合致しているものがあるというような表記がプラスでありますので、ことさら変更する必要はないものと考えます。

○澤委員長 ありがとうございます。教育長から、新学習要領にも対応できる内容ということです。

一つ気になっていることは、この学校の意見の中にご飯のことがありましたね。これについてはうまく炊けないというのがありました。

○五味原委員 ほかの先生方はそれには触れていないのです。

○澤委員長 それはどうなのかと思ったのですけれども、五味原委員が言われているように、ある学校の一つの意見の中にそのようなことがありました。焦げてしまう。

○五味原委員 炊けないよという話でした、うまく。

○教育長 多少焦げたのがおいしいのです。

○五味原委員 私ご飯を自分で炊いたことがないから、どうなのか。

○横矢委員 火の強さとか、ガスの火力とかですか。

○澤委員長 そうそうそう。指示があつて、倍になると言うのです。ほかにご意見ございますか。

○五味原委員 それがありました。ご飯の炊き方37ページです。中火7、8分間とありますが、このとおりにすると焦げつく恐れがあります。何を使うかですね、火を。ここだけなのです。ほかの先生方はだれも言っていないわけです。

○教育長 ^{はんごうすいさん}飯盒炊爨のことなどの。水の加減等のあれがありますのでなかなか難しい。

○小島委員 沸騰したら中火7、8分間。このとおりで焦げてしまう恐れがある。

○五味原委員 この先生によく聞いてみないと、この先生何で炊いたときですか。

○澤委員長 わかりました。そういう個々の細かなご意見はありますけれども、家庭につきましては開隆堂出版でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは家庭につきましては開隆堂出版と決定いたします。

最後に保健ですけれども、保健の教科書につきまして、採択にあたり、指導室長、補足がありましたらよろしくお願いします。

○指導室長 保健につきましては身近な問題として学習しやすい題材あるいは情報量が多くて、学習を進めやすい構成などの意見がございましたが、特段選定資料の追加はございません。以上です。

○澤委員長 それでは保健につきましてご意見をお願いします。

○五味原委員 保健に関しましては、唯一ご意見がありというのが心と体の関連性が弱いというのが一つあるだけで、ほかには何も欠点になる部分も示されていないのです。確かに現場で使われて、それだけ使いやすいのかという気がしますので、私はこのままでいいのではないかと考えております。

○横矢委員 あと逆に今インターネットがこれから特に注目をしていかななくてはいけない部分ですが、これが良いということもあるのではないのでしょうか。ごめんなさい、私間違えていますか。

○五味原委員 いいのです。

○横矢委員 接続の案内については気をつけていかなければいけないことだと思います。今回のこの内容を見る限り、今回特に変える必要があるとかそういうことは全く感じませんでした。

○澤委員長 インターネットへの接続の案内という意味でちょっと弱いですか。

○横矢委員 考えてはいきたいというところはあると思います。多分副教材とかそういったものを使うことを意識していただいたりというようなことがあればいいのではないのでしょうか。

○澤委員長 そうですね。最近の私どもの学生のレポートなども参考文献にインターネットのURLが書いてあります。確かに平成16年度に審議したときも六社ありますけれども、六つのうち二つはインターネットへの接続の案内がないということで、そういう意味では現在の学習研究社はちょうどその中間ぐらいのところにあります。ほかにご意見ございますか。よろしゅうございますか。

それでは保健につきましては学習研究社でよろしゅうございますか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは保健につきましては学習研究社と決定いたします。

以上で教科書の採択、各教科・種目につきまして、決定させていただきました。最後に確認をさせていただきます。

国語は光村図書、書写も光村図書、社会が東京書籍、地図が帝国書院、算数が啓林館、理科も啓林館、生活が啓林館、音楽が教育芸術社、図画工作が開隆堂出版、家庭が開隆堂出版、保健が学習研究社ということで決定させていただきました。間違いは。

○小島委員 ありません。

○澤委員長 それではありがとうございました。では小学校の教科書につきましては、現在の教科書でさらにいっそう子どもたちへのいい教育をしていただくよう、お願いしたいと思っております。

2 平成21年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

3 平成21年度区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について

○澤委員長 続きまして審議事項の2番目でございますけれども、議案第42号、平成21年度区立小学校特別支援学級使用教科用図書の採択につきまして、指導室長、よろしくお願いします。

○指導室長 議案資料ナンバー2と議案資料ナンバー3をご覧ください。区立小学校特別支援学級使用教科用図書と区立中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について、併せてご説明させていただきます、ご審議いただきたいと思います。

区立小中学校特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、文部科学省の検定を得た教科書及び文部科学省が著作した教科書以外の教科用図書については、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法律施行令等の規定によりまして、教育委員会が毎年採択することになっております。また特別支援学級の教科書の選定にあたっては、学校教育法付則第9条及び同法施行規則第139条の規定によりまして、特別の教育課程による場合や教科により該当学年用の検定教科書を使用することが適切でない場合は、それぞれの学校の設置者が定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることになっております。該当学年の検定教科書を使用することが適切でない場合には、教科書の採択を次の3点より行うことができます。

採択方法1、学年を下げた検定教科書の採択。例えば中学校での小学校の検定教科書を使用できます。採択方法2、特別支援学校用の文部科学省著作教科書の採択。採択3、一般の市販図書からの採択。いわゆる学校教育法付則9条図書、以前は学校教育法第107条の規定から107条図書と言われていたものでございます。

文部科学省や東京都教育委員会によって例示されております教科用図書としてふさわしい本を中心に、特別支援学級ごとに児童・生徒の状況や指導の内容から総合的に判断しまして、最もふさわしいと思われる教科用図書の案を提出させていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。今指導室長から、特別支援学級に関しましては小学校と中学校がございすけれども、中学校は議案第43号ということですが、説明をもらいましたけれども何かご質問等ございますか。

なお、皆様のお手元に各支援学級から担当される学校校長名で調査報告の資料が配布されているかと思しますので、それをご参考にさせていただいて、何かございますか。

○小島委員 資料の確認なのですが、資料ナンバー２と資料ナンバー３に載せられている図書は、先ほど言った文部科学省発行ではなくて、いわゆる九条図書ですね。あとこの本日配布された各図書も九条図書ということですか。全部九条図書ということですか。

○指導室長 資料２、資料３につきましては、一般図書つまり付則九条の図書でございます。それから本日お配りさせていただきました各学校からの個々の資料につきましては、左側に発行者がでございます。そのところに一般図書か、あるいは文部省が……。

○小島委員 文部省と書いてあるのが文部省の教科書。

○指導室長 文部省が指定のものです。

○小島委員 文部科学省発行の図書は、特別支援学級用に文部科学省がいろいろご研究なされてこういう図書を出されているかと思しますので、それはそれでいいことだと思います。それからあと九条図書については、各学校の各学級において、その生徒さんに合うものとして推薦してきたのだらうと思われるので、これもまたそれでよろしいのではないかと考えますので、この議案第４２号と議案第４３号の関係の図書はこの提出された図書でよいのではないかと考えます。

○澤委員長 小島委員から各学級で使われる図書につきまして推薦、調査報告をもらっており、この教科書でよろしいのではないかとということです。ほかに何か。

○五味原委員 私もこれは実際現場で教えていらっしゃる先生方が最も使いやすい教材ということで選ばれているわけですから、このままで。先生方が選択されたものをそのまま採用ということでもいいのではないかと思います。

○澤委員長 ではほかに。よろしゅうございますか。

それでは最初に小学校特別支援学級で使われる教科書ですが、議案第４２号につきまして原案どおり可決することでご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。それでは議案第４２号、小学校特別支援学級分につきまして原案どおり可決することに決定いたします。

続きまして議案第４３号、平成２１年度中学校特別支援学級使用教科用図書でございますけれども、これにつきましても原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 ありがとうございます。それでは議案第４３号、中学校特別支援学級分につきまして原案どおり可決することに決定いたしました。

子どもたちに合った教科書で、子どもたちがそれぞれの能力を伸ばしてもらうことが本当に大事なことだと思います。よろしくお願いします。

第２ 教育長報告事項

１ 平成２０年度第２回採用港区奨学生候補者の選考結果

○澤委員長 それでは日程の第2、教育長報告事項に移ります。

報告事項の第1は、平成20年度第2回採用港区奨学生候補者の選考結果につきまして、庶務課長事務でございます参事、よろしくお願いします。

○庶務課長事務取扱 参事 それではお手元の教育委員会資料ナンバー1の方をご覧いただきたいと思います。平成20年度第2回採用港区奨学生候補者の選考結果の一覧でございます。

本年度この平成20年度第2回につきましては5月12日月曜日から6月12日木曜日まで1カ月間、常のとおり募集をいたしました。今回の募集に限りまして、大学1年の在学中の大学生も対象として募集をいたしました。これは本年度から大学生を対象とした奨学生の募集も開始いたしまして、本来であれば、次年度の入学を予定している大学生が対象になるものでしたけれども、区議会の注意要望がありまして、今回に限り大学1年在学生も対象とするということで、1カ月間の募集の中に含めて募集をさせていただきました。表にあるとおり、この結果、高校生につきましては4名の方が応募ありました。大学1年在学中につきましては2名の方が応募ございました。高校生4名のうち国公立高校に通っていらっしゃる方が2名、私立高校が2名。大学生2名につきましては私立大学が2名ということで合計6名でございます。

なお高校生4名のうち、高校1年に在学の方は1名で、残りの3名の方は高校2年の在学でございます。

それぞれ判定基準がございますので、世帯の収入取得等をそれぞれ勘案いたしまして、独立行政法人日本学生支援機構の考え方に基づいて、それぞれの家計の収入が基準内にとどめているAランクの評価ということでそれぞれが公募の対象ということになりました。ちなみに8月18日にこの6名の方につきましてはこちらの方の港区役所においていただきまして、奨学金の貸付が終わった後、滞納ということもございますので、それを予防するという意味からも奨学金の意味とは返還が必要であるということも説明をする、そういう形の説明会を8月18日に開きまして、早ければ8月の下旬、遅くとも9月の中旬には、本年4月1日にさかのぼってご本人の口座に奨学金を振り込むという姿になっております。ご報告は以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。7月14日に奨学金運営協議会がございまして、参事と教育長、私も委員として参加いたしましたけれども、今回高等学校4名、大学2名ということで応募者全員合格、採用となりました。何かご質問等ございますか。

○五味原委員 大学生についてですけれども、これは非常にいいことだろうと思うのですが、なぜ今年は大学の在學生について議会側から強い要望があったのでしょうか。

○庶務課長事務取扱 参事 これは平成20年度の当初予算で計上した説明の際に、この平成20年度の予算は平成20年度に支払うべき入学金等についての対象ということで、学費については平成21年度の入学生から募集になってしまいます。本年3月の港区議会第1回定例会で、条例の改正点を説明しまして、施行予定の本年の10月1日ですと、4月から半年間あいてしまいます。これにつきましては、なるべく早く通してという要望がありました。

そこで本来であれば、在学者は対象にはなりませんけれども、この施行の初年度に限りそういう要望も含めて、大学1年生の大学在学者も対象にしますということで施行期日を10月1日から4

月1日に半年間早めたことで対象として実施をしました。

○五味原委員 では物理的な理由ですね、どちらかと言うと。

○小島委員 今議会の方からそういう要望があったということで、それは非常にいいことなのでそれはそれでよかったと思うのです。今この私立大学2名ということなのですが、地域的にはどうでしょうか。東京だけ、それともほかどちらに進まれた大学生なのですか。

○庶務課長事務取扱 参事 お2人とも自宅通学ということでございます。大学生につきましては自宅通学の場合と自宅外、つまり地方に行ってそこで下宿をして通学をするという場合に貸付金額が分かれております。貸付金額は自宅通学ということになっておりますので、多分東京都内の大学だと推測しております。

○小島委員 この点について、初め関東の大学のみということから、全国の大学でいいとなったのですが、札幌とか京都とかそういうところもということになったのです。案内としては、どのような大学生に区としてこういう奨学金の制度ができましたという案内をしたのでしょうか。

○庶務課長事務取扱 参事 大学生につきましては、通常であれば高校3年在学中に進学を予定している大学生に、大学生になろうとしている3年生に周知をするということにつきましては、高校を通じていろいろな周知の方法があります。しかし大学に進んでしまっている1年生に対して周知をするというのは、これは個別にというような形になってしまいますので、工夫の余地はまだあると思うのですが、今回は、やはり広報みなとか「ひろば」とか、あるいはインターネット、ホームページを通じてやるというしか、手段としてはとれないという事情がございました。来年度平成21年度の進学する予定者に対しましては、高校を通して周知をすることができますので、次回パンフレット、ポスター以外にさまざまな説明も含めて周知の方法をとれると思っています。今回は残念ながら大学1年の在学ということなので、周知の方法は限定されたと判断しています。

○小島委員 今回は予定していなかったのですよね。そういうことで、できればもうちょっと方法があればよかったかという感じです。

○五味原委員 今の奨学規程ですと、新しく入学する子弟を中心にしておりますよね。私はむしろ高校についてなのですから、これは入学後の家庭の事情その他による方々にも機会があるような形を、例えば予算的に余裕があるときとか何か考えるべきことがあるのではないかと思います。今回の大学生がしかりです。高校、私立に入ったけれども、入学するときは大丈夫でしたけれども、2年生になったら、例えばご不幸があったとか何かによってとても続けられない。こういうお子さんに対しても救済措置というのを考えるべきではないかと思います。これは要望でございます。

○庶務課長事務取扱 参事 高校生につきましては在学中ということが要件でございますので、高校1年、高校2年、高校3年はできます。大学生についてはこれから進学ということで、高校の場合はどこの高校へ行っても3年間と限定できるのですが、大学生の場合は大学等という言い方をして、短大・専門学校が含んでおりますので、最短の場合は専門学校1年でございます。それから短大の場合は2年ということで、それぞれ期間が違うということで、まずスタート時は進学予定者ということでさせていただきました。ただ今後何年か進めている中でいろいろなご意見が来ると思います。今ご指摘のあったような在学生ということも今後検討の課題だと思っています。

○澤委員長 ほかにございますか。では、ありがとうございます。

2 中学校の合同学校説明会について

○澤委員長 次に報告事項の2番目ですけれども、先日開催されました中学校の合同学校説明会につきまして、学務課長、よろしくお願いします。

○学務課長 資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。区立中学校合同学校説明会についてという資料でございます。

7月12日土曜日にこの区役所の9階になりますが、中学校の合同説明会を開催いたしました。その参加人数に関してのご報告でございます。本年度は4のところに記載しております平成20年度参加者数の一番下の合計欄です、272名という数字になっております。

私もこの説明会につきまして受付を行っているのですが、短時間の時間の中にたくさんの方が来られますので、受付が漏れている方もいると思いますが、272名という数字はほぼ正確な数字ではないかと思います。おおよそ9階の会議室自体が250名程度は定員でございますので、大体このぐらいの数字ではなかろうかと考えております。今年は272名の参加ということで、5、6年生を中心に参加がございました。このほか小学校の先生方も10名参加されているようでございます。以上でございます。

○澤委員長 ありがとうございます。7月12日土曜日に開催されました中学校合同説明会につきまして報告をもらいましたけれども、何かご質問等がございますか。

○小島委員 学校選択希望制についてのご説明もあったようなのですが、これに関する何か質問等はあったのでしょうか。

○学務課長 なかなか時間がない中での説明会でございますので、私の方から制度の概略を申し上げただけで、具体的な質問等はございませんでした。

○澤委員長 ほかに何かございますか。各学校が本当に熱心に行っているという印象で、学務課長から数字は必ずしも正確ではないという話ですけれども、いずれにしても一番下に書いてございますように、一昨年ぐらいからかなり盛況になってきて、この学校説明会が中学校の先生方あるいは保護者にも、もちろん子どもたちもですけれども、何かいい意味で定着してきたのではないかと考えております。

○教育長 私も15分ほど毎年時間がありまして、教育の港区、中学校教育の取り組みについてご説明をさせていただいているのですけれども、その話をしている中で聞いてくださる保護者や子どもたちの目が非常に真剣であるということを常に感じます。ですからやはり子どもたちにとって、いなか親にとっても中学校に進学をする教育の問題については本当に大きな関心があるということを我々がしっかり受けとめる必要がある。我々が考えている以上に真剣なのではないかというような思いを私はいたします。そういう意味で教育施策をしていかななくてはいけないと思います。

その中でも、この表を見ても、学校の規模だけではなくて、1けたの学校もあれば2けたの30人を超える参加者もある。これはいろいろな特徴があるのでしょうか、この辺は学務課としてはどのような分析があるのでしょうか。

○五味原委員 生徒数に比例しているのかと思った。

○教育長 そうでもないです。

○五味原委員 そうでもないですね。

○学務課長 難しいところです。これを見ていると、一概に生徒数に比例しているのではないというところは思うところはあります。生徒数が多い白金小学校とか青南小学校とか、港南小学校も最近大きな学校になってきましたし、芝浦小学校も今後大きな学校になってくると思います。こちら辺がやはり多いというのは一定程度そういったところもあるのかと思っています。逆に、生徒数が少ないところは人数もやはりそんなに数字としては出てこないのですが、学校がある程度決まっているのではないかと考えていたりしています。なかなか分析と言われましても難しいかというところがあります。

○五味原委員 これ今学務課長と同じ感触なのですけども、いわゆる私立志向の高いところも意外と今回は来ているのかというような気もするのですが、一度ぜひ私立志向の高い学校について、ここに当てはめてみたらどういう答えが出るのだろうかと思います。例えば白金小学校、青南小学校は非常に私立志向が高いですね。それに対して出席者が非常に多い。それからもう一つ私の感覚で言うのですけども、従来特に今年の港陽小学校は港陽中学校へ行く子が非常に少なかった。ですけども今回は18人が一応説明会に来ている。これもやはり外に流れていくのか。来年度の結果と両方見ながら、分析して考え方をすべきだと思います。

○横矢委員 6年生の児童が港南小学校は9人も行っているということがすごく注目するのですけども、これは保護者も多いですし、もちろんいろいろな事情があると思うのですが、学校側からの何か指導というか、そういうのがあるのではないかという気がしたのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○学務課長 小学校を通じてのご案内はどの学校にも差し上げています。ただ港南地区に限って言えば、ここは私立志向が比較的少ない地域です。港区の中でも低い地域ですが、要するに公立に行くお子さんがすごく多いのです。地元の学校ではなくて違う学校へ行く方が多いんです。

○横矢委員 わかっているのです。

○学務課長 それが素直に反映されているのかという見方ができるかと思います。

○横矢委員 そうすると小学校の先生も多くいらっしゃっているのですね、そういう地区は。

○学務課長 小学校の先生は、校長先生が中心で教諭の方は少なかったのかと見ております。

○小島委員 小学校の今数えたら17なのです。東町小学校と南山小学校がゼロということは……。

○五味原委員 ゼロということはないです。漏らしているかもしれません。

○学務課長 受付が相当に混雑いたしますので、これが正確とは私どもは思っておりません。受付簿の中にはその2校はなかったというだけでございまして、明確なものではありません。

○小島委員 東町小学校は入る方も問題だと言ったら怒られてしまいます。ちょっと何か問題かという気がしたのです。漏れている可能性もあるということ。わかりました。

○澤委員長 南山小学校が全然ないというのはちょっと。

○横矢委員 何かイベントが重なったとかないですか。

○澤委員長 学校か地域のね。

○小島委員 南山小学校などは麻布フェスティバルとかあるでしょ。麻布フェスティバルでジャズバンドが出るとか、このころに。

○教育長 同じ日に12時からの六本木地区の社明運動で、南山のジャズバンドは確かに出たのですけれども、だけれども全員がジャズバンドに入ったわけではありません。

○五味原委員 でもあそこの学校はジャズバンドに入っている子が7割ぐらい。

○教育長 かなり多いことは多いのですけれども、だからと言って大事だと思えばこちらへ来るわけです。東町小学校は出ていなかったのです。いずれにしても、やはりばらつきがないということはもちろんなのでしょうけれども、この説明会に対する説明を、各小学校を通じてどのようにやっているか。区立小学校と中学校の連携も踏まえて、少しやはり表からもいろいろなことを分析していく必要があると思います。

○澤委員長 そうですね。やはり中学校が頑張っているので、頑張っていないものをPRでできませんが。頑張っているのだから大いにその姿を区民の皆さんに理解していただいて、区立学校を盛り上げたい。教育長がこの合同学校説明会の中で、公立の学校を競わせるつもりは何もない。私立中学校に対して公立の魅力というのをどうやってアピールするかということがまず大事だということ、その他いろいろなことを話されたわけです。そういったことも本当に保護者の方に理解していただきたいというように思いました。よろしゅうございますか。では学務課長、また次年度もよろしくをお願いします。

ほかに何か特に。生涯学習は。

○生涯学習推進課長 特にはテーマを挙げていないのですが、配布を4枚ほどお配りしております。PTA関係、小学校、中学校それぞれの広報誌ですけれども、こちらが2部。それから「すぽ72号」、体育指導員協議会の方で出しています。それから青少年委員会の紹介のプリントで、新しい委員の紹介もついているのでよろしくお願いします。以上でございます。

○澤委員長 図書・文化財課長はよろしいですか。

○図書・文化財課長 ご説明することはございませんけれども、7月18日から郷土資料館の方で、今年東京タワーが50年ということもあって、新聞にも出ましたけれども、昭和のそういういろいろな家庭の道具だとかそういうのを集めた展示が始まっておりますのでぜひお立ち寄りください。

○澤委員長 昨日市川昆監督の東京オリンピックを、忙しいからチラッと見ていたのですけれども懐かしいと思いました。それよりも今日の採択のことで昨日はいろいろありましたが。野澤課長よろしいですか。

それでは閉会に先立ちまして、もうご存じのように、25日をもって五味原委員と横矢委員が退任されます。五味原委員は4期16年にわたり本区の教育行政にご尽力いただきました。また横矢委員は1期でございますけれども、この間に安全の問題で非常に貴重なご尽力をいただきました。本当にありがとうございます。それぞれ簡単にごあいさつをお願いします。

○五味原委員 改めて何かごあいさつをしろと言われると困るのですけれども、どちらにしましてもこの4期16年にわたり、事務局の皆さんには本当にお世話になり、何とかつつがなく今日の日

を、卒業を迎えることができましたこと心から御礼申し上げます。私としては港の教育に関して言いたいことを言い、すべきことはしてきたつもりでございます。統廃合から始まり、教科書選択、そして幼稚園の問題と非常に厳しいものがいろいろありました。これも皆さんのお力添えがあったからつつがなく今日の日を迎えられたのではないかと考えております。これは感謝しております。これからは一つ港の教育に対して一区民として見させていただき、また意見も言わせていただければありがたいです。場合によれば、何かしらボランティア的なこともしながら見させていただければありがたいと考えております。本当に4期にわたりありがとうございました。(拍手)

○横矢委員 あっという間の4年間でした。やっと少しいろいろなことが言えるようになってきたかと思ったころに卒業ということになって寂しいと思っていますけれども、たくさん勉強させていただいてありがとうございました。これからは安全面で、やはり私の専門は子どもとそれから地域全体の安全面ということで、全国的な活動は前よりも活発にやっておりますので、そういった意味では港区にかかわっていけたらというように教育長にお願いしたところです。これからどうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。(拍手)

「閉 会」

○澤委員長 それではありがとうございました。ではこれをもって閉会といたします。

なお次回はこの7月29日火曜日午前9時からの予定でございます。よろしくお願いいたします。
それではありがとうございました。

(午前11時46分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長

港区教育委員会教育委員